



浦添市立保育所延長保育事業実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 10 月 13 日

浦添市長 松 本 哲 治



浦添市告示第 121 号

浦添市立保育所延長保育事業実施規程の一部を改正する告示

浦添市立保育所延長保育事業実施規程（平成27年告示第123号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「（様式第1号）」を削り、同条第3項中「浦添市延長保育利用承認書（様式第2号）」を「延長保育利用承諾通知書」に改める。

第12条中「事項」の次に「及び使用する様式」を加える。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この告示は、令和8年10月13日から施行する。

浦添市立保育所延長保育事業実施規程（平成27年告示第123号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市立保育所延長保育事業実施規程 平成27年10月 1 日 告示第123号 （利用の申請及び承認） 第7条 事業を利用しようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長に対し、浦添市延長保育利用申請書（様式第1号）を提出するものとする。 2 〔略〕 3 市長は、前項の規定により事業の利用を承認したときは、<u>浦添市延長保育利用承認書（様式第2号）</u>により申請者に通知するものとする。 （雑則） 第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項_____は、市長が別に定める。 <u>様式第1号（第7条関係）</u> 〔略〕 <u>様式第2号（第7条関係）</u> 〔略〕	浦添市立保育所延長保育事業実施規程 平成27年10月 1 日 告示第123号 （利用の申請及び承認） 第7条 事業を利用しようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長に対し、浦添市延長保育利用申請書_____を提出するものとする。 2 〔略〕 3 市長は、前項の規定により事業の利用を承認したときは、<u>延長保育利用承諾通知書</u>_____により申請者に通知するものとする。 （雑則） 第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項<u>及び使用する様式</u>は、市長が別に定める。 〔削る〕 〔削る〕